

2005.6.20

結婚・離婚の変化と法制度上の課題

弁護士 吉岡 睦子

1. 離婚の増加と母子家庭等の経済状況

(1) 離婚件数

2004年 27万815件

(過去最高は2002年の28万9836件)

(2) 母子家庭

2003年度 122万5400世帯

(1998年度より28.3%増加)

(3) 平均所得 233万6000円(一般世帯の約4割)

(4) 働いている母親 83.1%(1.9ポイント減)

常用 39.2%(11.5ポイント減)

臨時・パート 49.0%(10.7ポイント増)

(5) 児童扶養手当受給者数

2000年 70万8395人

2003年 87万1161人

2005年 93万2656人

2. 養育費の受給状況

(1) 取り決め

1998年 あり 35.1% なし 59.7%

2003年 あり 34.0% なし 66.0%

(協議離婚では72.8%)

(2) 受給状況

1998年 受けている 20.8% 受けたことなし 60.1%

2003年 受けている 17.7% 受けたことなし 66.8%

(3) 受給額(平均)

1998年 5万3200円

2003年 4万4660円

3. 母子家庭の貧困化

(1) 母親の就労環境の悪化

(2) 児童扶養手当の削減

(3) 養育費受給状況の悪化

により母子家庭の貧困化が進んでいる(子ども1人育てるのも容易でない)

4. 法制度上の対応

(1) 算定方法の標準化

(2) 取り立て方法の特例

・ 予備差押制度・財産開示制度の新設など(2003年)

・ 間接強制制度の新設(2005年)

(3) 行政上の就労支援の措置(特別措置法)

5. 日弁連の提言

(1) 養育費取決め届出制度

(2) 養育費立替制度

6. その他法制度上の問題点

(1) 事実婚への法的対応不十分

・ 配偶者相続権なし

・ 子どもへの差別

(2) 婚外子差別解消が実現していない

(3) 選択的夫婦別姓制度の未導入